

事 務 連 絡

平成26年3月19日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、3月12日及び18日付けで介護報酬改定に関する告示の一部を改正し、本年4月1日から適用することから、既に平成26年2月21日付事務連絡において案としてお示ししている資料につきまして、改めて確定版として作成しましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知方よろしくお願いいたします。

<照会先>

（被保険者証・システム関係）

介護保険計画課 システム管理指導官 伊原
電話 03-5253-1111（内線 2166）

（介護報酬改定関係）

老人保健課 介護報酬専門官 菅
電話 03-5253-1111（内線 3961）
企画法令係長 戸田
電話 03-5253-1111（内線 3948）

<添付資料>

網掛けは、前回事務連絡から追加・変更のあった資料である。

今回の事務連絡には「(案)」を削除した（網掛けの資料）全資料を添付している。

○平成26年2月21日付事務連絡からの主な変更点

資料1 留意事項について

資料2 区分支給限度基準額の水準

資料3 支給限度基準額変更に伴う受給者台帳の設定方法について

資料4 介護報酬の算定構造

資料5 介護給付費単位数等サービスコード表

※ 資料2、資料4、資料5については、「(案)」を削除したのみであり、内容についての変更はありません。

※ 本資料につきましては、近日、WAM-NETに掲載する予定です。